

「産学連携」と「地域連携」の体系的な相違と今後の展開の一考察

○吉用 武史（高知大学 次世代地域創造センター）

1. はじめに

我が国の産学連携は 1995 年の科学技術基本法の制定を嚆矢として本格的に始まった。その後 30 年近くが経過し、全国で取組が進展する中で、未だ課題は多いながらも順調に成果を上げつつある。その背景には、大学の運営費交付金が削減され続ける中で、外部資金獲得の手段として効果を最大化（または起こり得る問題を回避）するための知識・経験が蓄積され、機能別分化や各機能における体系化の努力が重ねられてきた結果と考えられる。

一方、地域連携が政策的に捉えられ始めたのは 2005 年 1 月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」である。ここでは大学の社会貢献機能を第 3 の使命として「地域社会・経済社会・国際社会等広い意味での社会全体の発展への寄与」と言及されている。他方で、地域サイドでは 2008 年の国土形成計画に「多様な民間主体を地域づくりの担い手にとらえ、それら相互が、あるいは、それらと行政とが有機的に連携する仕組みを構築することにより、地域の課題に的確に対応していくことの可能性が高まっている」とされ、その重要な主体のひとつとして大学が位置づけられた。つまり、大学の「第 3 の使命論」と地域の「多様な主体論」、この両者が結びつき、大学と地域の連携はこの時期から急速にホット・イシューとなり始めた。

ただし歴史的に見ると、日本の大学はかつて地域と交流することを必ずしも重視していなかった（小松 2006）。そのため、地域連携の現場では未だに地域と大学の両者から戸惑いの声もある。

本稿では、先行する産学連携と、発展途上である地域連携の目的、手法、アウトプット、アウトカムを俯瞰的に捉え、両者の現状と今後の展開の考察を述べる。

2. 産学連携と地域連携の成り立ち

産学連携と地域連携は、異種異質な主体同士の連携を通じて、新たな価値を創出する点で同質である。しかし、特に国費を運営費とする国立大学では、当初、産学連携を促進するために諸制度の改正が必要とされたことに加え、1990 年から続く大不況の克服のために大学や公的研究機関の研究成果を早急に産業界に活用させたい思惑が重なり、矢継ぎ早に関連法案が制定された。すなわち、1998 年に大学等技術移転法（TLO 法）、1999 年に産業活力再生特別措置法（日本版バイドール法）、2000 年に産業技術力強化法を施行するとともに、2002 年には知的財産基本法が定められた。これらを通じて、産学連携の実際上の課題や、それをクリアするための制度設計に関する知見が蓄積され、結果として産学連携の機能別分化や体系化にも寄与したと思われる。

一方で地域連携に関しては、（営利活動を除けば）それを妨げる制度は無く、大学の名称使用など注意すべき点はあるものの、地域の課題解決に対して大学の資源を可能な範囲で活用することを命題とし、そこにおいて順守すべきは信義誠実の原則が第一である。そのため地域の特色や大学の資源を基にした様々な連携活動が各地で創出されると共に、国も後押しするため総務省の「域学連携」関連施策や文部科学省の COC、COC+事業等を全国で展開することで、一層多種多様な活動が続出することとなった。しかしながら、大学にとっての制限が少ないことが反面し、多様な連携活動は体系化のための議論が成されず、結果として地域連携は茫漠としたイメージを関係者に与える状況になっているように感じられる。

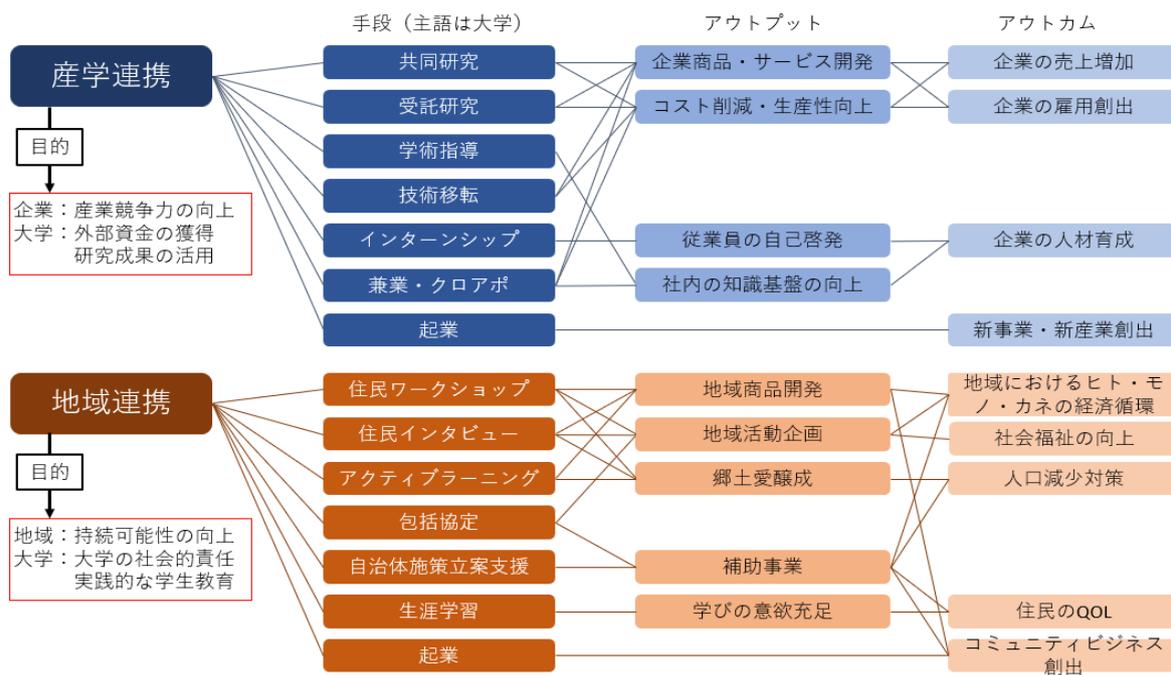
3. 産学連携と地域連携の今後の展開の一考察

一般的な産学連携と地域連携は次頁のような模式図で構成されると考えられる。

産学連携では、共同研究・受託研究・学術指導・技術移転などの実施においては雛形となる契約書を各大学は所持しており、各大学間で大きな相違は無い。基本的には産学連携の諸活動では契約の締結を前提としており、産学の相互の役割や責任関係、連携の結果として両者が得られる利益を明確化している。一方で地域連携では、費用が発生する場合を除けば契約を締結することはあまり無い。包括協定は契約となるが、責任関係や利益の明確化ではなく、両組織が組織内外に対して連携事業の理解を得る（場合によっては予算を得る）ための大義名分として利用するために締結しているケースが多いように感じる。

連携の結果として得られるアウトプットは、産学連携の場合は死の谷を越えられるかどうかという高いハードルがあり、必ずしも成果が上がるか保証されない。まして売上増加や雇用創出などのアウトカムは、関係者の相当の努力と当事者同士の相性、優れた研究シーズと企業の事業戦略等、多くの要素が複雑に影響し合った結果として得られるもので、完全な予測は困難である。地域連携においても

アウトプットの創出は容易ではないが、産学連携のような企業によるアウトカムに対するシビアな判断はなく、どちらかといえばアウトプットを創出すること自体が目的の一部になっているようにも感じる。もちろん最終的にはアウトカムへの寄与が問われるが、必ずしもアウトカムの数値的目標の達成度が地域連携の目的になっている訳ではないように感じる。



これらの相違は、連携の目的が異なるためと思われる。産学連携では、産業競争力の向上と大学の研究成果還元および外部資金獲得が重要な目的とされる。一方、地域連携では、地域の持続可能性が重要であり、大学にとっての目的は社会的責任（第3の使命）の一環に位置付けられていると思われる。

地域の持続可能性において、古くから「内発的発展」概念がある。地域間の不均等発展、過密・過疎問題など、戦後日本の近代的な産業化論に対する反省としての「地域主義（一定の地域住民が、その地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して一体感を持ち、地域の行政的・経済的自立と文化的独立性を追求する）」の考え方である。一例として大分県の一村一品運動では、施策・政策によるトップダウンの指示ではなく、基本的には農村女性を中心とした住民の自発的なボトムアップの運動を徹底した。住民の自発性、すなわち当事者意識を喚起することが、本来は地域連携においても最大の課題になると想定される。当事者意識については、中塚・小田切（2016）が学生も含めた大学と地域の連携を「新しい連携」と位置づけ、「新しい連携」では主体の専門性と地域の当事者意識が平行に発展する動きとなり、地域も大学と共に成長・発展するとしている。地域が大学と共に成長することで、地域の当事者意識を高めることが地域連携の真の目的と位置付けると、必ずしもアウトカムの達成に拘らず、まずアウトプットを出すことで住民のチャレンジ精神を満足させることを重視していると考えられる。

しかしながら現状の地域連携では、必ずしも「内発的発展」や「新しい連携」の考え方が踏襲されているとはいえず、ともすれば大学が自らの研究活動のために地域を利用しているだけとも受け取られかねない。このような懸念を反映してか、近年は地域連携に焦点を当てた研究も増え始めている。特に、連携そのものを対象とした研究は、これまで散逸的に実施されてきた地域連携を包括的に捉え、体系化を成そうとする動きの端緒にも感じる。かつて産学連携の促進のために国全体で多くの議論が積み重ねられたように、地域連携においても同様に体系化のための議論が今後進展するのではないかと感じている。一方で産学連携ではクロアポやストックオプションなど、今も新たな制度の設定とそれに対する産学連携の在り方が議論され続けており、更なる機能別分化に向けた整理整合が進められると思われる。いずれは地域連携においても地域の将来ビジョンに基づいた連携の在り方が整理され、連携に携わる者の共通認識になることを期待している。

【参考文献】

- 1) 小松隆二:「大学にとって地域とは何か—大学と地域関係の基礎『大学地域論—大学まちづくりの理論と実践』, 論創社, pp.5-44, 2006.
- 2) 松宮朝:『「内発的発展」概念をめぐる諸問題—内発的発展論の展開に向けての試論—』, 社会福祉研究, 3 (1), pp.45-54, 2001.
- 3) 中塚雅也, 小田切徳美:「大学地域連携の実体と課題」, 農村計画学会誌 Vol.35, No.1, pp.6-11, 2016.